

札幌市緑の保全と創出に関する条例（抄）

平成 13 年 3 月 6 日

条例第 6 号

（緑保全創出地域の指定手続）

- 第 11 条 市長は、緑保全創出地域を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、その案を作成しなければならない。
- 2 市長は、前項の案を作成したときは、その旨その他規則で定める事項を告示するとともに、当該案を規則で定めるところにより公表しなければならない。
  - 3 前項の規定による告示があったときは、第 1 項の案について意見を有する者は、前項の規定による告示の日から起算して 30 日を経過する日（市長が必要があると認めるときは、当該日後で別に市長が定める日）までに、市長に対し、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。
  - 4 市長は、緑保全創出地域を指定しようとするときは、札幌市緑の審議会の意見を聴かななければならない。この場合において、市長は、前項の規定により述べられた意見の要旨を記載した書類を札幌市緑の審議会に提出しなければならない。
  - 5 市長は、第 3 項の規定により述べられた意見及び前項の規定による札幌市緑の審議会の意見を勘案し、緑保全創出地域を指定するものとする。
  - 6 市長は、前項の規定により緑保全創出地域を指定したときは、その旨、その地域及び当該緑保全創出地域の指定の効力が生ずる日を告示しなければならない。
  - 7 前各項の規定は、緑保全創出地域の指定の解除及びその地域の変更について準用する。